



県章

滋賀県公報

令和3年(2021年)
3月9日
第188号
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 規 則	
※滋賀県公有財産事務規則の一部を改正する規則 (財政課)	1
○ 告 示	
保安林の指定施業要件の変更予定 (森林保全課)	2
保安林の指定施業要件の変更の通知 (森林保全課)	2
救急病院等を定める省令第1条第1項に規定する救急病院 (医療政策課)	3
道路区域の変更 (道路保全課)	3
道路の供用開始 (道路保全課)	4
○ 公 告	
一般競争入札の公告 (広報課)	4
○ 内水面漁場管理委員会告示	
内水面第5種共同漁業権漁場における令和3年度の目標増殖量	5
○ 内水面漁場管理委員会指示	
ホンモロコ産卵保護のための採捕の規制に係る委員会指示	6

規 則

滋賀県公有財産事務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月9日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第8号

滋賀県公有財産事務規則の一部を改正する規則

滋賀県公有財産事務規則(昭和40年滋賀県規則第1号)の一部を次のように改正する。

別記様式第7号中 「(あて先) を 「(宛先) に、「氏名 ④」を「氏名 滋賀県知事」を 滋賀県知事」に、

備 考		を
-----	--	---

当該公有財産に係る管理責任者	氏 名 連絡先 申請者との関係	に
備 考		」

改め、同様式中注2を削り、注1を注とする。

別記様式第12号中 「(宛先) を 「(宛先) に、「代表者名 滋賀県知事」を 滋賀県知事」に、

④」を「代表者名」に改める。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の別記様式第7号および別記様式第12号による用紙は、当分の間、所要の調

整を加えて使用することができる。

告 示

滋賀県告示第164号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、告示する。

令和3年3月9日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東近江市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 名所または旧跡の風致の保存
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および東近江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第165号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和3年3月9日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東近江市(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 名所または旧跡の風致の保存
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および東近江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第166号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和3年3月9日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 蒲生郡日野町(国有林。次の図に示す部分に限る。)、蒲生郡日野町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
蒲生郡日野町(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。

(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および日野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第167号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定に基づき申出のあった次の病院は、同項に規定する救急病院である。

令和3年3月9日

滋賀県知事 三日月 大造

医療機関の名称	開設者	所在地	認定期限
社会医療法人誠光会草津総合病院	社会医療法人誠光会	草津市矢橋町1660番	令和6.3.31
医療法人社団昂会日野記念病院	医療法人社団昂会	蒲生郡日野町上野田200番地1	令和6.3.31

滋賀県告示第168号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和3年3月9日から令和3年3月23日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月9日

滋賀県知事 三日月 大造

道路の種類	路線名	道路の区域					
		区間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	備考	
県道	大津守山近江八幡線	草津市北山田町字高山1057番2地先から	変更後	最小 10.0m く 最大 49.2m	99.5m	工事用う回路設置に伴う道路区域の変更	
		草津市下笠町字野岸731番4地先まで	変更前	最小 9.0m く 最大 12.0m	99.5m		
		彦根市松原町字三丸3028番1地先から	変更後	最小 28.9m く 最大 53.9m	141.5m		工事用う回路設置に伴う道路区域の変更
		彦根市松原町字三丸3028番1地先まで	変更前	最小 28.9m く 最大	141.5m		

			42.6m	
--	--	--	-------	--

滋賀県告示第169号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和3年3月9日から令和3年3月23日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月9日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
大津能登川長浜線	東近江市伊庭町字南高岸252番67地先から 東近江市山路町字平井316番地8地先まで	令和3.3.9	L=242.0m

公 告

一般競争入札の公告

令和3年度における県政広報誌折込配布業務の委託契約について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

令和3年3月9日

滋賀県知事 三日月 大造

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名および数量 県政広報誌折込配布業務 一式
- (2) 委託業務の内容等 入札説明書および別紙仕様書による。
- (3) 委託期間 契約締結の日から令和4年3月31日(木)まで
- (4) 納入場所 入札説明書および別紙仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 入札参加者に必要な資格等(令和3年滋賀県告示第68号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。申請は随時受け付けるが、審査および登録までに時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手続に間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、資格を有するかどうかの審査を受けるための書類の提出は不要である。

4 入札執行の日時、場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先 滋賀県知事公室広報課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3041 電子メール koho@pref.shiga.lg.jp
- (2) 契約条項を示す期間 令和3年3月9日(火)から令和3年4月19日(月)まで(土曜日および日曜日を除く。)の9時から17時まで
- (3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1)に示す場所において交付する。また、電子メールによる交付も可能とする。この場合、(1)に示すメールアドレス宛てに、メール表題を「県政広報誌折込配布業務に係る入札説明書等交付請求」とし、メール本文に、法人等の名称、担当者の所属および氏名、連絡先電話番号、FAX番号ならびにメールアドレスを記載した電子メールを送信すること。併せて、そのメールを送付した旨を、(1)に示す問合せ先に電話により伝えること。交付請求の電子メールを受信した後、送付先のメールアドレス宛てに入札説明書等を送信する。なお、郵送による交付は行わない。
- (4) 入札説明会 行わない。
- (5) 入札書の提出場所 (1)に示す場所

(6) 入札書の受領期間 令和3年4月1日(木)9時から令和3年4月20日(火)正午まで。ただし、郵送により入札する場合は、令和3年4月1日(木)9時から令和3年4月19日(月)17時まで

(7) 開札の日時および場所 令和3年4月20日(火)14時 滋賀県大津合同庁舎3階入札室(大津市松本一丁目2番1号)

5 入札方法等

(1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手續等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定によるものとする。

(2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札書は4(1)に示す場所に、4(6)の入札書受領期限までに郵送または持参により提出するものとする。なお、封筒の表に「入札書」と朱書きし、件名を併記しなければならない。また、郵送により提出する場合は、簡易書留郵便で送付しなければならない。

6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

7 契約書作成の要否 要

8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

(1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札

(2) 虚偽の申請を行った者のした入札

9 落札者の決定方法 滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

10 支払条件

(1) 前金払 なし

(2) 部分払 なし

11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

12 その他必要事項

(1) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の委任欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。

(2) 入札参加者は開札に立ち会うことができる。開札の結果、予定価格の制限の範囲内で入札がないときは、再度の入札を行うことがある。この場合において、入札参加者またはその代理人の全てが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては速やかに別に定める日時において入札をする。なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。

(3) 落札者は、特段の事情がない限り落札決定の日以後7日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。

(4) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することができる。

(5) その他詳細は、入札説明書による。

13 Summary

(1) Nature and quantity of the services required : Distribution of prefectural newsletters with newspaper, 1 set

(2) Bid submission deadline : 12 : 00, April 20, 2021 (Deadline for bid submitted by mail : 17 : 00, April 19, 2021)

(3) For further information, contact : Public Relation Division, Executive Office of the Governor, Shiga Prefectural Government, 4 - 1 - 1 Kyomachi, Otsu-city, Shiga 520-8577 Japan TEL +81-77-528-3041

内水面漁場管理委員会告示

滋内水委告示第1号

内水面第5種共同漁業権漁場における令和3年度の目標増殖量を次のとおり定める。

令和3年3月9日

滋賀県内水面漁場管理委員会会長 林 英 志

内水面第5種共同漁業権漁場における令和3年度の目標増殖量

免許番号 内共第号	漁業権者名 (組合名)	河川名	あゆ (kg)	こい (kg)	ふな (kg)	うなぎ (kg)	にじます (尾)	あまご (尾)	あまご卵 (粒)	いわな (尾)	いわな卵 (粒)	わかさぎ卵 (万粒)	もろこ卵 (万粒)
1	勢多川	大石川					300	500	—	500	—		
2	勢多川	信楽川					2,700	6,500	—	1,500	—		
3	大戸川	大戸川	450				—	—	—				
5	土山	野洲川	800	—	100	3	5,000	6,000	—	4,000	—	2,000	
6	日野町	日野川		—	200								
7	愛知川	愛知川	340					3,000	20,000	3,000	—		
8	愛知川上流	愛知川	400			5	1,000	16,000	—	10,000	—		
9	大滝	犬上川	180	—	30	3	3,000	8,000	—	1,000	20,000		
10	姉川上流	姉川	150				1,000	10,000	—	4,000	—		
11	草野川	草野川	80			5	2,500	3,000	—	3,000	—		
12	高時川	高時川・杉野川	320				3,600	—	—				
13	杉野川	杉野川	100			5		3,500	—	3,500	—		
14	丹生川	高時川	500			6		5,000	—	2,000	—		
15	余呉湖	余呉湖		—	500	50						3,000	5
18	高島鴨川	鴨川	30				2,000	3,000	—	1,000	—		
20	朽木	安曇川	1,790					8,000	—	14,000	—		
21	朽木	針畑川	240					2,000	—	2,000	—		
22	葛川	安曇川	600					10,000	—	5,000	—		
23	廣瀬	安曇川	1,000										
合 計			6,980	—	830	77	21,100	84,500	20,000	54,500	20,000	5,000	5

網掛け箇所は、漁業権魚種として設定なし

—の箇所は、放流の予定なし

注1 種苗1尾の体重は、あゆ4g、にじます・こい20g、ふな・うなぎ・あまご・いわな15gを基準とする。

内水面漁場管理委員会指示

滋賀県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項および第171条第4項の規定により、次のとおり指示する。

令和3年3月9日

滋賀県内水面漁場管理委員会会長 林 英 志

次の区域および期間においては、全ての水産動物の採捕をしてはならない。ただし、滋賀県漁業調整規則(令和2年滋賀県規則第103号)第46条第1項の規定により知事の許可を受けた者については、この限りでない。

1 禁止区域

東近江市伊庭町にある瓜生川の目崎橋下流端から天尾橋上流端までの区域

東近江市躰光寺町にある躰光寺川の躰光寺橋下流端から大橋上流端までの区域

近江八幡市安土町にある山本川の西沢橋下流端から松原橋上流端までの区域

2 禁止期間 令和3年4月1日から令和3年5月31日まで